

監査結果報告

船橋市監査基準に準拠し、令和8年度第1期定期監査を次のとおり実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく財務監査（定期監査）

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

第2 監査の対象

市長公室	危機管理課、広報課、市民の声を聞く課、秘書課、国際交流課
地方卸売市場	総務課
都市整備部	都市整備課、公園緑地課、飯山満土地区画整理事務所
道路部	道路計画課、道路管理課、道路維持課、道路建設課
建築部	建築指導課、建築課、宅地課、住宅政策課
議会事務局	総務調査課、議事課

第3 監査の範囲

令和7年4月1日から令和8年1月31日までの間の財務に関する事務等の執行について（必要に応じてこの期間以外のものについても範囲とした。）

第4 監査を実施した監査委員

栗林 紀子

齋藤 弘之

浦田 秀夫

日色 健人

第5 監査の着眼点

①予算の執行状況、②現金等取扱状況、③書類等の整理状況、④財産管理状況等について、合规性を主眼に、次の表にある想定されるリスクの主な着眼点について調査を行い、さらに対象部署の重点確認項目を設定し監査を実施した。

調査項目	想定されるリスク	主な着眼点
1 予算の執行状況		
歳入事務	不適正な歳入事務	・ 調定の手続きは適正に行われているか。 ・ 債権の管理（督促、催告及び時効中断手続き等）は適正に行われているか。
歳出事務	不適正な補助金等の支出事務	・ 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。 ・ 支出事務の手続きは適正に行われているか。
	不適正な前渡資金の管理	・ 現金の保管は適切か。 ・ 管理が特定の職員のみによって行われていないか。
契約事務	不適正な委託契約（手続き及び管理）	・ 設計書、仕様書は適正に作成されているか。 ・ 委託した業務が適正に行われているか。 ・ 分割発注は行われていないか。 ・ 随意契約の場合、理由は適正か。
2 現金等取扱状況	不適正な現金の取扱い	・ 現金受領は複数人で確認しているか。 ・ 受領した現金の金融機関への払込みは適正に行われているか。
3 書類等の整理状況	不適正な公印の管理	・ 公印の保管及び使用は適正か。
	不適正な文書処理	・ 文書処理は適正に行われているか。 ・ 決裁責任者に誤りはないか。
4 財産管理状況	不適正な財産管理	・ 各施設の維持管理及び補修は適切に行われているか。 ・ 台帳は適正に整備されているか。また、取得処分等の手続きは適正に行われているか。 ・ 物品が適正に維持管理されているか。
5 その他	不適正な個人情報の管理	・ 個人情報等の漏洩を防ぐ対策は講じられているか。 ・ 保管庫等の鍵等の管理は適切に行われているか。
	その他	・ 事務フロー、チェックリスト等は作成されているか。また、業務は事務フロー等に基づき行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

第6 監査の実施内容

令和8年4月1日から令和8年6月19日まで、各監査対象部署及び監査委員事務局において、監査書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次の事項を除き法令に適合し、正確に行われていると認められた。

監査の結果において是正又は改善が必要と認められた事項の区分

【指摘事項】

法令に違反しているもの、故意又は過失により損害等が生じたもの、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの、経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの、前回の監査において要望事項とした事項について改善の効果が認められないものなど

【要望事項】

指摘事項には至らないが、改善を要すると認められるものなど

1 予算の執行状況

【指摘事項】

(1) 調定の遅れ

令和7年度スポーツ振興くじ助成金について、令和7年10月27日付けで交付決定されているところ、令和8年4月9日に調定していた。

船橋市予算会計規則第21条第1項では、歳入を収入する原因を生じたときは、納入すべき時期について調査し、適正であると認めたときは、速やかに調定しなければならないとされ、令和7年2月25日付け財第1512号にて財政課長及び会計課長から通知されている「船橋市予算会計規則の全部改正について」では、原因を生じたときとは、補助金等の交付決定のあったとき等を指すとされている。

所管部署に確認したところ、担当者は調定の時期を交付決定通知時ではなく、助成金の交付が確実となる助成金事業報告書提出時と認識しており、また、所管課では交付決定通知の供覧後に調定がされるとの認識で事務を行い、チェックが効かなかったとのことであった。

今後は、同規則等に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

(都市整備部公園緑地課)

(2) 行政財産使用料の誤り

船橋駅第16自転車等駐車場に設置する第一種電話柱に係る行政財産使用料について、

1本につき1年1,800円で算定し、過大となっているものがあった。

船橋市行政財産使用料条例第2条第1項第4号では、使用料について、電柱等を設置する目的で行政財産を使用させる場合、船橋市道路占用料条例（以下「占用料条例」という。）第2条等の規定を準用して得た額とされている。

また、占用料条例第2条第1項では「占用料の額は、別表のとおりとする。」と規定され、当該別表では第一種電話柱の占用料は1本につき1年1,600円とされている。

所管部署に確認したところ、起案者が決裁の根拠資料として当該別表を添付したが、誤って第一種電柱の占用料1,800円にマーカーを引いており、また、他の職員もマーカーの位置の誤りに気付かず、正しい金額を見落としたとのことであった。

今後は、収入事務を正確に行うよう徹底されたい。

（都市整備部都市整備課）

(3) 公園使用料の誤り

ふなばしアンデルセン公園での広告撮影に係る公園使用料について、当該公園内行為許可申請書等の行為の日時欄から算出した数量は6単位分であるところ、7単位分に相当する50,050円で算定し、過大となっているものがあった。

船橋市都市公園条例第23条第1項では、許可を受けた者は、別表第4により算定した額（同表その3等については、その額に100分の10を乗じて得た額を加えた額）の使用料を前納しなければならないとされている。

また、当該別表その3では「広告、宣伝、放送その他これらに類する行為」の使用料は、1単位（1回につき2時間）6,500円とされている。

所管部署に確認したところ、当該申請書に記載された行為の日時は午前8時15分～午後19時00分となっており、本来の合計時間は午後7時までの10時間45分（6単位分）であったところ、午後9時までの12時間45分（7単位分）と誤認して算定してしまい、また、複数職員によるチェックにおいても当該部分については確認ができていなかったとのことであった。

今後は、収入事務を正確に行うよう徹底されたい。

（都市整備部公園緑地課）

(4) 督促状の未送付

船橋市ホームページに掲載するバナー広告の掲載料について、書面による督促が行われていなかった。

船橋市債権管理条例施行規則第5条第3項では、督促は書面により行うものとしてされている。

所管部署に確認したところ、書面による督促が義務付けられていることの認識が不十分であり、メールまたは電話により連絡を行っていたとのことであった。

今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

（市長公室広報課）

(5) 支出の誤り

単価契約であるカーブミラー設置作業（その４）による安全対策の交通誘導員について、契約書と受注者から提出された出来高調書の単価が異なっており、結果として支出金額が過大となっていた。

所管部署に確認したところ、支出金額についての検算や書類の確認等は庶務担当や担当係長が行っているが、単価の突合は担当者しか行っていなかったとのことであった。

今後は、適正に支出事務を行うよう徹底されたい。

（道路部道路維持課）

(6) 契約書の不備

施行者管理地除草作業に係る委託契約書について、談合その他の不正行為に係る特約条項（以下「特約条項」という。）が記載されていなかった。

船橋市契約規則第３０条第２項では、契約書には次に掲げる事項を記載しなければならないとされ、同条同項第１２号では「談合その他の不正行為に係る賠償金等」とされている。また、業務委託契約事務の手引きでは、特約条項を契約書に追記等することとされている。

所管部署に確認したところ、特約条項を追加した契約書（案）を受注者に電子媒体で渡したが、その後受注者から提出された契約書では特約条項が漏れており、担当者等もそのことに気付かなかったとのことであった。

今後は、再発防止に取り組み、適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

（都市整備部飯山満土地地区画整理事務所）

(7) 不適正な契約保証金の免除

郵便入札による指名競争入札を実施したカーブミラー設置作業（その３）から（その５）までの単価契約について、（その３）では船橋市契約規則（以下「規則」という。）第３４条第５号により、また、（その４）等では契約金額（※）が１００万円未満でないところ、同条第２号により契約保証金を免除していた。

業務委託等に係る郵便入札による指名競争入札の実施要領第１７条では、契約保証金の全部または一部を免除することができるのは「規則第３４条第１号から第４号まで及び同条第６号から第８号までのいずれかに該当する場合」とされ、規則同条第２号では「契約金額が１００万円未満であるとき」とされている。

所管部署に確認したところ、カーブミラー設置作業については、（その３）で初めて郵便入札を行ったが、契約保証金についてはこれまで行っていた指名競争入札のときと同様に、規則同条第５号を適用してしまったとのことであった。

その後、郵便入札では規則同条第５号が適用できないことを知り、（その４）等では適用しないこととしたが、単価を契約金額と考えてしまい、契約金額１００万円未満であるとして規則同条第２号を適用してしまったとのことであった。

いずれにおいても、規則同条各号を適用できる基準についてよく確認せずに事務を行ってしまったとのことであった。

今後は、同要領等に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

(道路部道路維持課)

※ 業務委託契約事務の手引きにおける単価契約の事務手順では「契約単価×予定数量の合計に消費税及び地方消費税を加算した額」を契約金額に相当する額と見なしている。

船橋市契約規則（抜粋）

（契約保証金の納付の免除）

第34条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が国又は地方公共団体であるとき。
- (2) 契約金額が100万円未満であるとき。
- (3) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (4) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (5) 第5条（第24条又は第29条において準用する場合を含む。）に規定する有資格者名簿に登載されている者であって、過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したものが契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (7) 特定事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）及び同法第5条第1項に規定する実施方針に準じた事業の実施の方針を定め、当該方針に基づき実施する事業に係る契約を締結する場合において、当該契約の履行を確保するために市長が必要と認める措置が講ぜられるとき。
- (8) その他市長が必要があると認めるとき。

2 現金等取扱状況

指摘事項等なし

3 書類等の整理状況

【指摘事項】

(1) 公印の押印及び市長氏名の記載の漏れ

船橋市武道センター大規模改修工事に係る「船橋市工事請負契約書第26条第8項の

規定による基準日及び協議開始の日について（通知）」等の施行文書について、公印の押印及び市長の氏名の記載が漏れていた。

船橋市文書管理規程第37条第1項では、施行する文書には公印を押印しなければならないとされ、同規程第4条第1項では、施行する一般文書のうち庁外文書の発信者名は市長の職名及び氏名を用いなければならないとされている。

所管部署に確認したところ、公印の押印漏れは職員の文書管理に係る認識不足、市長氏名の記載漏れは失念によるものであり、いずれにおいても、起案者、係長、文書主任等によるチェック体制が適切に機能していなかったとのことであった。

今後は、同規程に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

(建築部建築課)

4 財産管理状況

指摘事項等なし